平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1 3										<u>府</u> 省	广名	経済	産業省		
対象税目		個人	人住民税	法人住.	民税	事業税	不動	産取得利	说 固定資	隆産税	事業所税	その他	()		
要望 項目名		産業競争力強化法(仮称)の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設														
要望(概		Z	主業競争		(仮称)の認知	定を受り	けて、事	業部門の	分離•	統合により		る統合	会社の成	法に必要なう	資
関係	条文	地才	方税法第	23 条第	1 項第	53号、	同法第	5 72 条0	D 23 第 1	項、同	司法 292 条	第1項3-	号		-	
減 見 <i>辽</i>			77年度] 女正増減	収額]	精	查中	(-)	[平	年度]	精査中		((単位 :	—) 百万円)	
要望	理由	制持	措置を講		で、潜	在力あ	る事業を	を成長事	業に転換	すると	ともに、)思い切ったを に向けた企う	
			平成 2	5年6月	「日本	再興戦	略」P27	1								
		「1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)」														
		④事業再編・事業組替の促進														
		〇収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進 思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編(スピンオフ・カーブアウトを含む。)を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置を金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講ずる。一方で、その実施状況を厳しく検証する。														
			⑤グロ	ローバル	トップ	企業を	目指し	た海外属	展開促進							
				海外 M&A					- A = 1111 m	n <i>tt</i>	 	A.I=0				
				ローバル め、結論						-		創設につい	いて、本	年8月末	までに検討る	を
本要! 対応 縮源	する															

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	1. 経済成長
合理性	政策の 達成目標	我が国企業における潜在力ある事業の成長事業化、グローバル競争力強化の進展 産業競争力強化法(仮称)における計画認定指標により、生産性の向上を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	産業競争力強化法(仮称)の施行日~平成 29 年 3 月 31 日
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の 適用見込み	精査中
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の妥当性	自社事業部門の分離・他社事業部門との統合を通じた潜在力ある事業の成長事業化・国際競争力強化に向けた企業の意欲は顕著であるものの、分離・統合を行う企業には、再編に当たって大きな財務負担が発生するため、再編の障害の一つとなっている。従って、政策目標達成のためには、事業部門の分離・統合を行う企業に対して課税負担の軽減措置を講ずることが適切である。また、本措置は、一定の基準を満たす事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段として的確である。
	ページ	_

税負担軽減措置等の 適用実績	(新設要望)
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	(新設要望)
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	(新設要望)
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	(新設要望)
これまでの要望経緯	(新設要望)
ページ	_